

議案第38号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(たばこ税の税率) 第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>第17条 削除</u></p> <p>(たばこ税の税率の特例) 第36条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第103条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,495円</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(たばこ税の税率) 第103条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u> <u>第17条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第50条及び第51条の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第56条及び第60条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第51条」とあるのは、「第51条並びに附則第17条第1項」とする。</u></p> <p>(たばこ税の税率の特例) 第36条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第103条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,190円</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例)

第56条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 [略]

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第56条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に関するこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第20条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に関するこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第20条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第17条の改正及び次条の規定は平成25年1月1日から、第103条及び附則第36条第1項の改正並びに附則第3条の規定は同年4月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前のさいたま市市税条例第49条に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前のさいたま市市税条例附則第17条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。